

平成 21 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 6 回評議員会議事録

1 日 時 平成 22 年 3 月 17 日(水)午後 3 時 30 分から

2 会 場 新宿コズミックセンター5階 中研修室

3 出席者 (評議員現在数 16 名 定足数 11 名)

評議員 雨宮 武彦	評議員 赤羽 つや子	評議員 今泉 清隆
評議員 江口 敏夫	評議員 大浦 正夫	評議員 久保 合介
評議員 小菅 知三	評議員 鈴木豊三郎	評議員 高橋 正也
評議員 根本 二郎		

書面表決者

評議員 阿部 正幸	評議員 大野 哲男	評議員 佐原 たけし
評議員 竹若 世志子	評議員 中澤 良行	評議員 山田 秀之

事務局

小野寺事務局長	林歴史博物館館長	諏訪事務局次長	小林経営課長
堂元経営課長補佐	世良事業一課長	堀田事業一課長補佐	
青木事業二課長	鈴木学芸課長		
岸田主任主事	栗屋主任主事	桑島主任主事	橋爪主任主事 武富主任主事
内藤主任主事	岡田主任主事	森田主任主事	守谷主任主事

4 定足数の確認

評議員現在数 16 名中 16 名出席(書面表決者 6 名を含む)。寄附行為第 27 条第 2 項の規定により、評議員会は有効に成立していることを確認した。

5 開会宣言

6 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、赤羽評議員及び小菅評議員の 2 名を議事録署名人として選出した。

7 議題

- 諮問第51号 公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬（案）
- 諮問第52号 公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任（案）
- 諮問第53号 公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用（案）
- 諮問第54号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則（案）
- 諮問第55号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則（案）
- 諮問第56号 公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則（案）
- 諮問第57号 公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（案）
- 諮問第58号 公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則（案）
- 諮問第59号 公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則施行細則（案）
- 諮問第60号 公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則（変更案）
- 諮問第61号 公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（変更案）
- 諮問第62号 公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（変更案）
- 諮問第63号 公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（変更案）
- 諮問第64号 公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生および健康管理規則（変更案）

事務局報告

公益財団法人移行認定について

8 議事の経過の概要及び結果

- (1) 諮問第51号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (2) 諮問第52号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (3) 諮問第53号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (4) 諮問第54号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (5) 諮問第55号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (6) 諮問第56号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (7) 諮問第57号について、資料に基づき説明を行った後、質疑に入り、原案どおり全員一致で可決した。
- (8) 諮問第58号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (9) 諮問第59号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (10) 諮問第60号・61号・62号・63号・64号について、資料に基づき一括して説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

9 事務局報告

公益財団法人移行認定について資料に基づき説明を行った。

(議事の詳細・経過については、後出の評議員会議事録のとおり。)

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。
なお、軽易な文言の修正は、議長に委任する。

平成22年 3月19日

議 長 江口 敏夫 印

議事録署名人 赤羽 つや子 印

議事録署名人 小菅 知三 印

第6回 評議員会

平成22年3月17日

○小野寺事務局長 それでは、本日の評議員会でございますが、当財団にとって最後の評議員会となりましたので、理事長から一言、皆様方にお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。
区長、よろしくお願い致します。

〈挨拶省略〉

○小野寺事務局長 お待たせ致しました。評議員会の議長につきましては、ご出席の評議員の方々の互選により定めるということになっておりますが、議長につきましては江口評議員に引き続きお務め頂くということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小野寺事務局長 それでは、江口議長、よろしくお願い致します。

○江口議長 本日は、大変お忙しいところ評議員会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。
本日の予定につきましては、日程表等にも書いてございますが、諮問第51号から14件を予定しております。そのうち5件につきましては、前の評議員会で諮問を受け答申したものにつきましても一部変更がございましたので、今日お諮りすることになっておりますが、何分よろしくお願い申し上げます。

初めに、定足数の確認を行います。事務局から報告をお願い致します。

○小林経営課長 経営課長です。評議員現在数16名、定足数11名のところ、ただいま9名のご出席を頂いております。残りの方6名からは書面表決の方を頂いておりますので、合わせまして15名の出席があるということで定足数に達しております。本会議は有効に成立していることをご報告致します。

○江口議長 ご苦労さまでした。

事務局の報告どおり、評議員会は有効に成立しております。

ただ今から、平成21年度第6回財団法人新宿区生涯学習財団評議員会を開催致します。

議事録の署名人の選出を行います。

本日は赤羽評議員と小菅評議員をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 では、両評議員をお願い致します。よろしくお願い致します。

これより議事に入ります。

諮問第51号、公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用（案）について、まず事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○江口議長 説明を終わりました。

ご質問、ご意見ある方はお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第51号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第51号の公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用（案）について原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第52号、公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬（案）について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 説明は終わりました。

ご質問、ご意見がある方はお願い致します。

特にないようですので、終了致しまして、諮問第52号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第52号、公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第53号、公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 諮問第53号について、ご意見、ご質問ある方はお願いします。

○根本評議員 本人がいるからなかなかですけども、今は財団担当課長という職になっている訳でしょう。区の方で。来期からはどういうことになるんですか。そっちの方、これは直接事務局長とは関係ないような話で、本人からどういうふうにするのは少し。

○諏訪事務局次長 区の方の内示につきましては、3月23日に出ると聞いております。それはそれとしまして、財団の事務局長として重要な使用人というもので、一般財団法人の認定法の第90条で、理事会で定めるということになっておりますので、ご選任を願うものでございます。ちなみに、内々には内示が出ているというものでございます。

以上でございます。

○根本評議員 ということは、それは区の方で質疑すべきことなのでしょうけども、引き続き重要な使用人及び重要な担当として続けるということと理解していい訳ですね。わかりました。

○江口議長 他にございませんか。お願いします。

○大浦評議員 言葉なんですけど、使用人という言葉はどうも何か小使みたいに。何か違う言葉はないのでしょうか。僕は最初これを見たとき、使用人とか誰かと思って、これ見て、一番偉いのが使用人というのは…。

○諏訪事務局次長 これは、先程申し上げました法律の用語でございまして、法律上このように書いておりますので、私どもの規定上もこのように表示させて頂いております。

○江口議長 他に何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 じゃ、お諮りします。

諮問第53号、公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第54号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 ご質問のある方、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、お諮りします。

諮問第54号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 ありがとうございます。

異議なしと認め、諮問第54号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則（案）について原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第55号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則（案）について事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 ご質問、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、お諮り致します。

第55号公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則（案）につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 では、そのように決定致します。

では、続きまして諮問第56号、公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則（案）について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 説明は終わりました。ご質問、ご意見ある方はお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 ご発言がなければ、質疑を終了致しまして、諮問第56号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第56号、公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則（案）について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第57号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（案）について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 では、ご質問、ご意見ある方、お願い致します。

○赤羽評議員 今の説明ですと、例えばこの第2条の義務の免除の具体的なところ、ここは5項目ありますけど、これはもともと生涯学習財団のときにもこういった記述はあったということですか。

○江口議長 事務局どうぞ。

○小野寺事務局長 はい、そのとおりでございます。

○赤羽評議員 わかりました。

○江口議長 他に質疑がなければ終了致しまして、お諮りします。

○小菅評議員 この職専免の件について、余り厳しくすると職員に対して私ども区民が受ける利益を損なわれると思うので、極力趣旨を考えて、職員には広くこの職免の機会を与えて、特にその第2条の（2）に該当することについて積極的に出るようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○江口議長 事務局。

○小野寺事務局長 実際の本務、財団全体の事業に著しい支障がない場合については積極的に職員の職務専念の義務の解除等について適用をさせていきたいと思っております。

○小菅評議員 私も直接かかわることでございますから、広く、よろしく申し上げます。

○江口議長 他にございませんか。

他にないようですので、お諮りします。

諮問第57号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第57号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第58号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 説明は終わりました。ご質問、ご意見のある方は、お願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 特にないようですので、お諮りします。

諮問第58号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第58号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第59号、公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則施行細則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 説明は終わりました。ご質問、ご意見のある方はお願い致します。

特にないようですので、お諮りします。

諮問第59号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第59号、公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則施行細則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第60号から64号までは、この案件につきましては第4回の財団評議員会等におきまして諮問を受け答申をしたものでございまして、その後の状況の変化、文言の整理等の一部変更がございまして、5件を一括して説明を受けて個別に決定をさせて頂きたいと思っておりますので、事務局の方、恐縮ですけど一括して説明をしてください。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 諮問第60号から諮問第64号まで、一括して説明を終わりました。質問、ご意見がある方は、お願い致します。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 では、異議なしと認め、個別にお諮り致します。

諮問第60号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 異議なしと認め、諮問第60号、公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則(変更案)について、原案どおり決定致します。

次に、諮問第61号につきまして、お諮り致します。

諮問第61号、公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（変更案）について、原案どおりにすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認めまして、原案どおり決定致します。

次に、諮問第62号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 では、諮問第62号、公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（変更案）について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第63号について、お諮り致します。

諮問第63号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第63号、公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（変更案）について、原案どおり決定致します。

続きまして、諮問第64号について、お諮り致します。

決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○江口議長 異議なしと認め、諮問第64号、公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則（変更案）について、原案どおり決定致します。

以上、予定しておりました諮問につきましては終了致しますが、続いて事務局より報告事項がございます。

〈資料内容についての説明省略〉

○江口議長 報告事項は以上3件です。

報告事項3件ございましたが、ご質問、ご意見等があればお受けいたしたいと思っております。お願い致します。

ないようですが、報告事項以外でも全般的なその他事項として、せっかくの機会ですから、この際一言、何か発言したいという方がありましたら、ご遠慮なくお願い致します。

○大浦評議員 この財団の規約というのは、それをよく見ていないんですけど、今年定年はあるんですか。あるの、60歳。

○小野寺事務局長 一応、正規職員については60歳、契約職員については65歳という定年を設けてございます。

○大浦評議員 僕は、これは本当の意味の新宿区というような感じじゃなく、民営化になったんだから、そこをもっと弾力的に、今は平均寿命も大分延びているようだし、65とか70というように、これは改訂はできないものか。

○小野寺事務局長 実は、国の方の公務員制度改革等でもその辺の議論がなされておまして、地方公務員にあっても、ここ数年先から少しずつ定年を延長するという方向づけは既にされているところでございます。ただ、私どもの正規職員につきましては、区の給料表等に準じてその処遇をするという関係上、区の動向を見ながら対応を考えていく必要があるという点が第1点でございます。

それから、既に区との制度の関係ではなく、私ども独自の契約職員につきましては65歳の定年を設けておりますが、必要に応じてその年齢をなお延長することができるというふうな規定も既に入れておりますし、パート職員にあつては既に年齢条項については撤廃をしているような状況にありますので、これからの長寿社会というものに契約職員関係については既に対応しているものと考えておりますので、そういう事情でございます。よろしくお祈り致します。

- 大浦評議員 民営化というのは、地方自治ではないけども、区よりある程度自由に裁量できるという
ような観点が1つ入っていると思うんだよね。そういう観点からも、やっぱり今は70だな。事務局長
だってもうすぐ60でしょう。過ぎた。
- 小野寺事務局長 内緒。
- 大浦評議員 今からだめなんて言われたって、どうしようもないじゃない。だから、やっぱりこれは
弾力的にね。区は区でいいですよ。けども、ここは民営化されたということで、ある程度自由裁量
があると思うので、特に定年の延長、70ぐらいがちょうどいいと思います。
- それと、この名刺のロゴマーク。これは、もう決定したからあえてけちつけるような感じだけれど、
青だけだと、ちょっと見た感じ冷たい感じがするのよ。やっぱり、赤とは言わないが、ダイダイ色と
か、何か色があれば。これだけだと本当に冷たい感じがする。
- それと、職員の方の一覧表がここにありますが、これで区から派遣されている人は2人か3人。
何でそんなこと聞くかといいますと、財団は独自で、少しでも経費を節減するために独自の職員を雇
うんだと。何年も前ですが、今までは区からの派遣の職員が多くて人件費が非常にかかっているとい
うようなことを以前おっしゃったことがあったもので、この一覧表から見ると区の職員の方は何人ぐら
いかなと思いました。
- 小野寺事務局長 この中で氏名として記載されている分では、区の職員は6名おります。それは人件
費につきましては、今、大浦評議員がお話しされましたように、区が直接、区の職員に対しては給与
等を支払う方式に変えましたので、区の職員の給料によって財団全体の1人当たりの給料の額が増え
るということはないようにという形で22年度からは出発させて頂くことになりました。
- 大浦評議員 今度は名前も変えるし、前から僕は区の施設を大体そう思っているし、特にこのコズミ
ックにおいては知っている人は知っているんですが、知らない人はこの前に来ないと、コズミックが
何かわからない訳です。字も小さく遠慮ぎみに書いてあるので、名称を変えるついでに、もっとわか
るように、夜お客さんがいらしても、ガラガラは困るけど、わかるよう大きい標識、「コズミックセ
ンター」でもいいですから、大きいものを。この正面に来られても、知らない人はわからないですよ。
素通りしていっちゃう。以上です。
- 江口議長 貴重なご意見ありがとうございます。他に。
- 今泉評議員 レガス新宿という、この言葉は残すんですか、変えるんですか。
- 小野寺事務局長 定着をしている関係上、この愛称はこのまま継続して使用させて頂くことに致しま
す。
- 今泉評議員 そう聞かれたんです。これも変わるのかと聞かれていたものですから。
- 江口議長 他にございますか。
- 赤羽評議員 今の大浦評議員の質問と関連なんですけど、やっぱり区の組織から見ると財団が比較的
若い方々中心の組織になりますよね。ですので、例えば事務局長のお立場とか、あと参事のお立場の
方達のポジションの重さというのがやはりこの団体では大きくなる訳ですから、多分今言った定年制
のこととか、あと今までの財団であれば一つの一定の流れがありましたけど、今回の新しい財団とし
て新たなものをつくっていくという意味では、やっぱり少し長く見守って、といたら変ですけど、
流れができるまできちんと少し責任をとってもらわなくちゃいけない部分もあるでしょうし、その辺
は、少し今までとは違ったものをやっぱりつくって頂きたいと思います。
- 小野寺事務局長 そのように心がけて、努力をしていきたいと思います。
- 江口議長 雨宮評議員、お願いします。
- 雨宮評議員 今、下の工事をしているようですが、今までの文化センターにいたメンバーは、事務的
なことはこの下でやるようになるのかわかりませんが、いわゆる住人が増えるということで今この拡
張工事をしているのか、あと、その事務的なことはこの財団として統一したのか、若干文化センター
の方はそういう人達が入るのか、その辺はどうなるんでしょうか。
- 小野寺事務局長 まず、財団のこの機能統合を進めるに当たりまして、両財団の業務の質量は落とさ

ずに統合作業を進めるというお約束をしておきましたので、その業務水準は当然維持といいますか、向上させるよう既に事業計画ができているところをご案内のとおりでございます。

その事業を担当する職員につきましては、従前、文化・国際交流財団にいた職員については、全員を対象として業務とあわせて新しい財団が引き継ぐという形で個々に話をしておきました。職員個人の事情によって今、転職等をされる方もおられましたので全員にはなりませんでしたが、希望される方については新しい財団が雇用を継続し、あわせて事業の実施を行うという形になってまいります。

下の1階の事務室の拡張につきましては、この統合を理由として人員増になるからということではなく、働く場所につきましては文化センターも事務所として今後も機能していきますので、従前からの生涯学習財団の事業そのものが大きく広がってきている傾向がございます。例えば、平成19年度から始めた放課後子供広場も、23年をもって全校で実施という形になれば、そこに従事する職員等も必要になってきます。

それから、もう一つは、窓口がお客様に対してお待たせする時間が結構長くなる傾向にございましたので、事務所を拡張すると同時に、この受付窓口のカウンターの間口を広げるというための工事をしております。できるだけお待たせする時間を短くしながら、あわせて事務室も若干ですが、職員というと6席分ぐらいですけども広がりますので、その分職員にゆとりを持って座席配置ができるということをやっているものでございます。いずれにしても、統合のメリットを生かすには、この未来創造財団も皆さんにとって期待外れになりかねませんので、今まで以上に質の高い、量的にも皆さんに行き渡るような事業をこれから組み立てをし、その実績も上げていきたいと考えているところでございます。

○雨宮評議員 それはわかりました。通称は、そうするとこの未来創造財団はレガス新宿というのが通称で、あとはこの今印刷されていますけれども、これには文化センターなんか加わってくるようなことになる、こういうことですか。

○小野寺事務局長 はい、そうです。

○雨宮評議員 はい、わかりました。

○江口議長 じゃ、根本評議員、お願いします。

○根本評議員 2点、この文化交流課というのが文化国際交流財団のあたりを引き継ぐのかというのと、観光課というのは、これは産業振興だよ、今、観光課は。いや、地域文化観光課か。

○小野寺事務局長 文化観光国際課というのがありますので。

○根本評議員 そうすると、一緒にいい訳ですね。観光課というのは財団の観光課って何やるのかな。この2つをお聞きしたかったんですけど。

○江口議長 事務局、お願いします。

○小野寺事務局長 財団が今回設置しました観光課につきましては、主に新宿区内の文化資源、歴史資源等を活用しながら、それを観光資源にしていこうと。観光資源にすることによって、この地域の商店であるとか、企業であるとか、あるいは民間の文化施設等、お互いにとっていいような仕組みをつくりながら、この賑わいを演出していきたいという思いで、私どもが持っている歴史文化情報資源をフル活用して事業を起こしていくということで設置したのが1つですね。

もう一つは、区の行政計画の中で仮称ですけども文化観光ビューローの設立というのが区の方の計画にあります。これにつきましても、現在大きなところでは新宿区観光協会と新都心新宿PR委員会という大きな団体があるんですが、それにしましても加盟企業数というのもやはり一定の地域に限られている等で、横の広がりの方が十分でない部分等がございます。区が具体的に何をしようかということで踏み込みますと、なかなかコマースベースの部分につきましては行政が深く関わりづらいという現実がございますので、私ども財団が受け皿となって、それを進めていこうという形で現在話を進めているところです。従って、文化観光ビューローの仮称の部分につきましても、事務局は私どもに担当して欲しいということで区の方から依頼を受けておりますし、既に今年度から始まってお

ります新宿ぶらり散歩塾というのをやっている訳ですが、これらも既に区からの受託事業という形で博物館を中心にこの事業にも取り組んでいるところです。これらの状況と今後の行く末等を考えた場合には、財団がその業務を担当する方が強みを生かせるだろうという意味で、本格的に取り組んでいきたいと考えているところです。

○江口議長 よろしゅうございますか。

○根本評議員 はい。

○江口議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○江口議長 特にないようですので、これをもちまして本日の評議員会を閉会致します。

きょうの評議員会が最後になる訳でございますけども、評議員の皆様にはお忙しいにもかかわらず会議にご出席になり、貴重な意見を頂きどうもありがとうございました。また、財団の運営につきましても、日頃から何かとご協力頂きましたことを感謝申し上げます。私も長い間この評議員会の進行役を務めさせて頂きましたが、皆様のご理解、ご協力によりまして、特に大きなトラブルもなく円滑に推移したことを感謝申し上げる次第でございます。あわせて、局長初め職員の方にも評議員会の準備を初め資料の作成など、いろいろお骨折り頂きまして本当にありがとうございました。また、4月から新しい財団として事業内容も拡大され、職員数も多く、組織が大きくなるなど、何かと忙しく大変になると思いますけれども、今まで以上に区民のため、利用者のためにサービスの向上に努め、皆さんから信頼される財団運営をされるよう期待しております。

終わりになりますが、新しい新宿未来創造財団のますますのご発展を祈念致しまして、簡単でございますが感謝の言葉と致します。

どうも長い間ありがとうございました。(拍手)